

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>〔一〜三 略〕</p> <p>四 株券等信託受益証券で、受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が前三号に掲げる有価証券であるもの</p> <p>五 「略」</p> <p>（有償の譲受けに類するもの）</p> <p>第二条の二 令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔一〜三 同上〕</p> <p>四 株券等信託受益証券で、受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第八条第三項第六号及び第九条の六第六号において同じ。）が前三号に掲げる有価証券であるもの</p> <p>五 「同上」</p> <p>（有償の譲受けに類するもの）</p> <p>第二条の二 令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債</p>

一 社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）

二 株券等を所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式又は出資の有償の取得であつて、当該取得の後における当該取得を行った者が有する当該法人等の議決権の数が当該法人等の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超えることとなる場合における当該取得（専ら当該株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該法人等に対して指図を行うことを目的として行うものに限る。）

（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

第二条の三 令第七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する場合（当該株券等の買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る

券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の

買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。) 以外の場合とする。

〔一〇三 略〕

四 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 〔略〕

2 〔略〕

(関係法人等)

第二条の四 令第七条第一項第五号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 親法人等 (令第七条第一項第四号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。)

二 親法人等が他の法人等に対して特別支配関係(令第七条第一項第四号に規定する特別支配関係をいう。以下この項において同じ。)を有する場合における当該他の法人等

〔三〇六 略〕

七 当該株券等の買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

〔八・九 略〕

五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合(当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。) 以外の場合とする。

〔一〇三 同上〕

四 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 〔同上〕

2 〔同上〕

(関係法人等)

第二条の四 令第六条の二第一項第六号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 親法人等 (令第六条の二第一項第五号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。)

二 親法人等が他の法人等(法人その他の団体をいう。以下この項において同じ。)に対して特別支配関係(令第六条の二第一項第五号に規定する特別支配関係をいう。以下この項において同じ。)を有する場合における当該他の法人等

〔三〇六 同上〕

七 特定買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

〔八・九 同上〕

Ⅱ 次に掲げる者であつて、当該株券等の買付け等を行う者との間

で共同して当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意しているもの

イ 当該株券等の買付け等を行う者の親族（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。以下この号において同じ。）

ロ 当該株券等の買付け等を行う者が個人である場合において、

当該株券等の買付け等を行う者（その者の親族を含む。）が法人等に対して特別支配関係を有するときにおける当該法人等

ハ 個人（その親族を含む。）が当該株券等の買付け等を行う者に対して特別支配関係を有する場合における当該個人

2 令第七條第一項第五号に規定する内閣府令で定める者は、当該株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者（当該株券等の買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二條の五 令第七條第一項第六号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

2 令第七條第一項第六号に規定する全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、

「号を加える。」

2 令第六條の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者（当該特定買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二條の五 令第六條の二第一項第七号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

2 令第六條の二第一項第七号に規定する全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当

当該各号に定める場合とする。

- 一 当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号及び第二条の七第一号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第二項第一号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該株券等の買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該株券等の買付け等の対象となる株券等に係る買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該株券等の買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合イ 当該株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項第一号において同じ。）の決議が行われていること。
 - ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、当該株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該株券等の買付け等の対象と

当該各号に定める場合とする。

- 一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項において同じ。）の決議が行われていること。
 - ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる

なる株券等に係る買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該株券等の買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

3 株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、

前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、同項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 所有者の使用に係る電子計算機と株券等の買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて株券等の買付け等を行う者の閲覧に供し、当該株券等の買付け等を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法

株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

3 株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、

前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、前項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（第一号ロにおいて「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 「同上」

イ 所有者の使用に係る電子計算機と特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて特定買付け等を行う者の閲覧に供し、当該特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第八項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、株券等の買付け等を行う者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、株券等の買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（適用除外となる買付け等）

第二条の六 令第七条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員（令第七条第一項第十二号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第一項第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、金融商品取引業者等（法第三十条四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第三条第二項第二号及び第七条第一項第十号において同じ。）に委託して行う場合に

二 電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第七項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、所有者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（適用除外となる買付け等）

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第一項第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続

限る。)であつて、当該株券等の買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。以下この号及び第七条第一項第一号において同じ。)を営む者と信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

(事業活動を実質的に支配するおそれがない買付け等)

第二条の七 令第七条第一項第十七号に規定する内閣府令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

- 一 金融商品取引業者又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が行う次に掲げる株券等の買付け等
- イ 顧客の委託を受けてその計算において行う株券等の買付け等
- ロ 顧客から行う株券等(単元未満株式(会社法第百八十九条第

的に行われる場合(各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

「条を加える。」

一項に規定する单元未満株式をいう。ハにおいて同じ。）に限る。）の買付け等（当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。ハにおいて同じ。）の株券等所有割合を合計した割合が百分の三十を超えることとなる場合及び当該株券等の買付け等の前における当該合計した割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等を除く。）のうち、当該株券等の買付け等を除く。）のうち、当該株券等の買付け等の後遅直ち

ハ 顧客から行う株券等（单元未満株式を除く。）の買付け等（当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合を合計した割合が百分の三十を超えることとなる場合及び当該株券等の買付け等の前における当該合計した割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等を除く。）のうち、当該株券等の買付け等の後直ち

もの

に当該株券等の売付け等を行うことを目的として、取引所金融商品市場における当該株券等と同一の銘柄の株券等の売買価格（当該買付け等を買付け以外により行う場合にあっては、当該買付け以外の買付け等と同種の取引における対価）を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行うもの

二 信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。第三条第二項第二号において同じ。）又は外国信託業者（信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者をいう。同号において同じ。）が信託財産として所有するために行う株券等の買付け等（これらの者が当該株券等について令第七条第二項第二号及び第三号に規定する権限を有しない場合における株券等の買付け等に限る。）

（株券等の所有に準ずるもの）

第二条の八 令第七条第二項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二条の二第一号に規定する社債券の取得をしている場合
- 二 株券等を所有する法人等の株式又は出資の有償の取得をしている場合であつて、第二条の二第二号に該当するとき（当該法人等が株券等の買付け等を行う者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）である場合を除く。）。
- 三 株券等の発行者との間で当該発行者が新たに発行する株券等の

「条を加える。」

取得について合意している場合

(僅少買付け等における議決権割合の計算等)

第二條の九 令第七條第三項に規定する割合は、第一号に掲げる数を

第二号に掲げる数で除して計算することとする。

一 令第七條第三項第一号に掲げる数から同項第二号に掲げる数を
控除した数

二 株券等の買付け等を行う日における当該株券等の発行者の総株
主等の議決権の数に当該株券等の買付け等を行う者及びその特別
関係者（法第二十七條の二第一項第一号に規定する特別関係者を
いう。）の所有（令第七條第二項各号に掲げる場合を含む。以下
同じ。）に係る当該発行者の発行する令第九條の二各号に掲げる
有価証券に係る議決権の数（株券については第八條第一項及び第
二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、そ
の他のものについては同條第三項及び第四項に規定する議決権の
数をいう。以下同じ。）であつて、当該発行者の総株主等の議決
権の数に含まれないものを加算した数

2 令第七條第三項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第七
條第一項各号に掲げる株券等とする。

(特別関係者で除外される者等)

第三條 [略]

2 法第二十七條の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は

「条を加える。」

(特別関係者で除外される者等)

第三條 [同上]

2 法第二十七條の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は

、次に掲げる者とする。

一 || その者（イ、第七条第一項第十三号及び第二十六条第一項第七号において「小規模所有者」という。）の所有に係る当該株券等に係る議決権の数が、次のイ又はロに掲げる株券等の区分に従い当該イ又はロに定める数以下である者

イ 内国法人の発行する株券等 総株主等の議決権の千分の一に相当する数（株券等の買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の千分の九に相当する数を超える場合にあつては、総株主等の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。））

ロ 外国の者の発行する株券等 総株主等の議決権の百分の一に相当する数

二 || 株券等の買付け等を行う者（以下この号において「株券等買付

、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては同条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 || 内国法人の発行する株券等 総株主等の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の千分の九に相当する数を超える場合にあつては、総株主等の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。））

二 || 外国の者の発行する株券等 総株主等の議決権の百分の一に相

者」という。)が金融商品取引業者等若しくは外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この号において同じ。)を行う者であつて投資運用業として株券等の買付け等を行う場合(当該株券等買付者が次に掲げる措置の全てを講じている場合に限る。)又は株券等買付者が信託会社等若しくは外国信託業者であつて信託財産として所有するために株券等の買付け等を行う場合(当該株券等買付者が次に掲げる措置の全てを講じている場合に限る。)における当該株券等買付者に対して特別資本関係(令第九条第一項に規定する特別資本関係をいう。以下この号において同じ。)を有する者

イ 当該株券等買付者又は当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者その他の者と顧客又は受益者の利益が相反するおそれのある行為を適切な方法により特定し、当該行為が顧客又は受益者の利益を害しないことを確保するための措置を講じるとともに、当該措置に関する方針を策定し、公表すること。

ロ 当該株券等買付者の所有に係る株券等に係る議決権の行使に関する方針を策定し、公表すること。

ハ イ及びロに掲げる措置の内容並びに次に掲げる事項を記載した書類を関東財務局長に提出すること。

(1) 当該株券等買付者及び当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 当該株券等買付者が行う株券等の買付け等の目的、当該株

券等の買付け等に係る株券等の発行者の名称、当該株券等の買付け等を行う株券等の種類、当該株券等の買付け等の方法、当該株券等の買付け等を行う時期又は期間その他の当該株券等の買付け等の内容

(3) 当該株券等買付者が当該株券等の買付け等により取得する株券等を当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者に譲渡しない旨の誓約

3|| 前項第二号ハの書類には、次に掲げる書面を添付しなければならぬ。

一 定款又はこれに準ずる書面

二 前項第二号イ及びロに掲げる措置を講じていることを証する書面

4|| 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

(電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等)

第三条の二 令第七条第五項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

2 令第七条第五項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、

「項を加える。」

3|| 令第六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

(電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等)

第三条の二 令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

2 令第六条の二第二項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項

売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。

3 令第七条第五項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。

4 令第七条第五項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次に掲げる価格のいずれかとする。

一 取引所金融商品市場において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。）から直近公表価格に百分の七を乗じた額（当該額が五円未満となる場合にあつては、五円。以下この号において同じ。）を減じて得た額以上、直近公表価格に百分の七を乗じた額を直近公表価格に加えて得た額以下の範囲内の価格

〔二〇四 略〕

〔条を削る。〕

は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。

3 令第六条の二第二項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。

4 令第六条の二第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次に掲げる価格のいずれかとする。

一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この項及び第四条の二第二項第一号において同じ。）において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。）から直近公表価格に百分の七を乗じた額（当該額が五円未満となる場合にあつては、五円。以下この号において同じ。）を減じて得た額以上、直近公表価格に百分の七を乗じた額を直近公表価格に加えて得た額以下の範囲内の価格

〔二〇四 同上〕

（株券等の所有に準ずるもの）

第四条 令第七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、第二条の二に規定する社債券を取得している場合とする。

「条を削る。」

(株券等の取得に係る割合等の計算)

第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 取得を行う者(以下この項において「大量取得者」という。)が当該取得により新たに所有することとなる株券等(第七条第一項各号に掲げるものを除く。)に係る議決権の数

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に大量取得者及びその特別関係者(法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。)の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等(法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定売買等をいう。)による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等(以下この号において「市場外等買付け等」という。)を行う者(次号において「市場外等買付者」という。)が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等(第七条第一項各号に掲げるものを除く。)に係る議決権の数

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に市場外等買付者及び

<p>3 (氏名の記載) 第四条 「略」</p> <p>(買付け等の通知書の記載事項等) 第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 令第八条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けるこ</p>	<p>その特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数</p> <p>3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。</p> <p>一 法第二十七条の二第一項第五号に規定する株券等の買付け等を行う者(次号において「買付者」という。)及びその特別関係者が同項第五号に規定する株券等の買付け等により新たに所有することとなる当該株券等(第七条第一項各号に掲げるものを除く。)に係る議決権の数</p> <p>二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数</p> <p>(氏名の記載) 第四条の三 「同上」</p> <p>(買付け等の通知書の記載事項等) 第五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p>
--	--

とがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

「一・二 略」

三 当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことについて関東財務局長の承認を受けた当該株券等

4 〔略〕

5 公開買付者（公開買付けによる株券等の買付け等を行う者を含む。）が第三項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該公開買付けの内容

二 当該公開買付けに関して当該承認を受けようとする株券等の種類及びその内容

三 当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

6 〔略〕

7 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十一項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

「一・二 略」

8・9 〔略〕

10 第八項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に

「一・二 同上」

「号を加える。」

4 〔同上〕

「項を加える。」

5 〔同上〕

6 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

「一・二 同上」

7・8 〔同上〕

9 第七項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に

に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

12) 第七項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第八項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの

二 「略」

12) 第七項第一号の規定による承諾を得、又は同項第二号の規定による告知をした公開買付者は、当該応募株主等から電磁的方法又は電話その他の方法により当該通知書を交付するよう請求があつたときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主等が当該請求をした後に同項第一号の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者

に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10) 第六項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第七項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの

二 「同上」

11) 第六項第一号の規定による承諾を得、又は同項第二号の規定による告知をした公開買付者は、当該応募株主等から電磁的方法又は電話その他の方法により当該通知書を交付するよう請求があつたときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主等が当該請求をした後に同項第一号の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(株券等の所有割合の計算)

第六条 「同上」

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者

の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 「略」

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株券等（その者が令第七条第二項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

「二〇九 略」

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第二項第二号及び第三号

の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 「同上」

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

第七条 「同上」

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株券等（その者が令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

「二〇九 同上」

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条

に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 「略」

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第二項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

十三 株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七条第二項各号に掲げる場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等（小規模所有者を除く。）の所有（同項各号に掲げる場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

2

「略」

第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 「同上」

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第一項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

十三 株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等の所有（同項に定める場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

2

「同上」

(議決権の数の計算等)

第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 株式(次号に掲げるものを除く。) 当該株式に係る議決権の数

二 「略」

2 前項第二号の規定により議決権の数を計算する場合において、交付される株券等の数が株券等の買付け等の日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該株券等の買付け等を行おうとする日前二日間のいずれかの日に交付されたものとみなして計算した数とする。

〔3〕5 略

(株券等の数)

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

〔一〕五の二 略

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(議決権の数の計算等)

第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 株式(次号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。) 当該株式に係る議決権の数

二 「同上」

2 前項第二号により議決権の数を計算する場合において、交付される株券等の数が買付け等又は新規発行取得(法第二十七条の二第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この項において同じ。)(の日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該買付け等又は新規発行取得を行おうとする日前二日間のいずれかの日に交付されたものとみなして計算した数とする。

〔3〕5 同上

(株券等の数)

第九条の六 「同上」

〔一〕五の二 同上

六 「同上」

〔イ〕ホ 略〕

へ 投資証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト 〔略〕

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

〔イ〕ホ 略〕

へ 投資証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト 〔略〕

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〕十二 略〕

十三 第二号様式記載上の注意(10) cに規定する第三者について第二号様式のうち「第2 公開買付届出書の状況」の「1 内容の紹介」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面(当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。)

2 〔略〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 投資証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資証券等の投資口の数

ト 〔同上〕

七 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 投資証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資証券等の投資口の数

ト 〔同上〕

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 〔同上〕

〔一〕十二 同上〕

十三 第二号様式記載上の注意(5) dに規定する第三者について第二号様式のうち「第2 公開買付届出書の状況」の「1 内容の紹介」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面(当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。)

2 〔同上〕

(日曜日等)

第十四条 法第二十七条の三第二項ただし書及び法第二十七条の十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

〔一・二 略〕

(有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の特例)

第十七条 法第二十七条の四第三項に規定する記載及び添付を省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合における次に掲げるものとする。

- 一 第二号様式のうち「第1 公認会計士」の「10 証書の添付」を省略する旨記載の発行者の状況」の(1)から(5)までの記載事項
- 二 〔略〕

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格を下限とする方法とする。

- 一 株式若しくは投資口の分割又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為 法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、 $1 \div$ (当該分割前の一株又

(日曜日その他の日)

第十四条 法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

〔一・二 同上〕

(有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の特例)

第十七条 〔同上〕

- 一 第二号様式のうち「第1 公認会計士」の「9 証書の添付」を省略する旨記載の発行者の状況」の(1)から(5)までの記載事項
- 二 〔同上〕

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

- 一 株式又は投資口の分割
 $1 \div$ (当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数)

は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数)の算式により算定した率を乗じて得た価格

- 二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)若しくは投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下「新投資口予約権の割当て」という。)に対する新投資口予約権の割当て又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為 法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、 $1 \div (1 + (これら新株予約権の割当てにより一株に対して割り当てる株式の数(新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数)又は一口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数))$ の算式により算定した率を乗じて得た価格
- 三 剰余金の配当若しくは金銭の分配(投資信託及び投資法人に関する法律第三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。)又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為 法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格から、当該配当又は分配により一株又は一口に対して割り当てられる配当財産の価額又は金銭の額を控除した価格
- 2 公開買付者が令第十三条第二項第二号ハに規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。
- 一 当該公開買付けの内容
- 二 令第十三条第二項第二号ハに規定する事情

- 二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。)に対する新投資口予約権の割当て

$1 \div (1 + (これら新株予約権の割当てにより一株に対して割り当てる株式の数(新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数)又は一口投資口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数))$

「号を加える。」

「項を加える。」

- 三 当該公開買付けに関して当該承認を受けようとする期間
四 当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

3|| 「略」

(公表の方法)

第二十条 法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条の八第八項及び第十一項、法第二十七条の十第五項及び第六項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

「一〇三 略」

(買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等)

第二十二条 法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一|| 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条において同じ。）
（）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合
二|| 令第十四条第一項第四号に規定する許可等を得られたことにより訂正届出書を提出する場合（当該許可等に投資判断に重要な影

2|| 「同上」

(公表の方法)

第二十条 法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

「一〇三 同上」

(買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等)

第二十二条 法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条において同じ。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

響を及ぼす条件が付されていない場合に限る。）

三 買付け等の期間を延長しないことについて関東財務局長の承認を受けた場合

2 公開買付者が前項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該公開買付けの内容

二 当該訂正届出書の内容

三 当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

3 略

(公開買付説明書の作成等)

第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 略

四 第二号様式記載上の注意(10)に規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明(当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 号様式の第1項の記載事項」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。)

2・3 略

4 法第二十七条の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、公開買付届出書について令第十四条の十二の規定によりインターネット

「号を加える。」

「項を加える。」

2 同上

(公開買付説明書の作成等)

第二十四条 同上

一 同上

四 第二号様式記載上の注意(5)に規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明(当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 号様式の第1項の記載事項」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。)

2・3 同上

「項を加える。」

トを利用して公衆の縦覧に供されるファイルに記録されている事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるとするものその他の投資者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項（第七項において「閲覧方法」という。）とする。

5|| 法第二十七条の九第三項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

6|| 法第二十七条の九第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合

二 令第十四条第一項第四号に規定する許可等を得られたことにより訂正届出書を提出する場合（当該許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合に限る。）

三 第二十二条第一項第三号に規定する承認を受けた場合

7|| 法第二十七条の九第二項の規定により公開買付届出書を参照すべき旨を記載した公開買付説明書を同条第四項の規定により訂正する場合には、当該公開買付届出書の訂正届出書を提出した旨及び当該訂正届出書に係る閲覧方法を当該訂正する公開買付説明書に記載しなければならない。

8|| 法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付

4|| 法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。
「項を加える。」

「項を加える。」

5|| 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付

している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

(対象者の意見表明等)

第二十五条 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一〇五 略」

六 当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組を行っている場合には、その内容

七 「略」

「二〇四 略」

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

「一〇六 略」

七 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数(法第二十七

している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

(対象者の意見表明等)

第二十五条 「同上」

「一〇五 同上」

六 当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを行っている場合には、その内容

七 「同上」

「二〇四 同上」

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 「同上」

「一〇六 同上」

七 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数(法第二十七

条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。)に係る議決権の数の株券等の発行者の総株主等の議決権の数に公開買付者及びその特別関係者(法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいい、小規模所有者を除く。)の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数に対する割合(以下この項において「議決権割合」という。)を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
〔八〇十二 略〕

〔2・3 略〕

4 令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為(当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。)を行うことがある旨

条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。)に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合(以下この項において「議決権割合」という。)を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

〔八〇十二 同上〕

〔2・3 同上〕

4 令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為(当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。)を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であつて、当該機関が当該決定を維持する旨の決定(公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)をした場合とする。

〔号を加える。〕

の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であつて、当該機関が当該決定を維持する旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をしたこと。

二|| 対象者の業務執行を決定する機関が対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によつて対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（当該取組として行う事項が当該事項に係る第一項各号に掲げる基準に該当するものを除く。）を行う旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をしたこと。

三|| 当該公開買付けにより株券等の買付け等を行うことが他の法令（外国の法令を含む。）に違反することとなること。

四|| 当該公開買付けによる株券等の買付け等の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

五|| 法第九十二条第一項の規定に基づき当該公開買付けによる株券等の買付け等の禁止又は停止の申立てがなされたこと。

六|| 前各号に掲げる事情に準ずる事情であつて、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定した事情が生じたこと。

七|| 公開買付けの撤回等（法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等をいう。次項及び次条第三号において同じ。）を行うことについて関東財務局長の承認を受けたこと。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

5|| 公開買付者が前項第七号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 当該公開買付けの内容
- 二 当該公開買付けの撤回等を行う日及びその理由

(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項)

第二十七条 法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由

「四・五 略」

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第三十三条の二 「略」

2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法(次項及び第四項において「電磁的方法」という。)により法第二十七条の九第三項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を

「項を加える。」

(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項)

第二十七条 「同上」

「一・二 同上」

三 公開買付けの撤回等(法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等という。)を行う旨及びその理由

「四・五 同上」

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第三十三条の二 「同上」

2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法(次項及び第四項において「電磁的方法」という。)により法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を

閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。

3 「略」

4 法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があつた者（同条第六項の規定による請求があつた場合を除く。）に対しては、第二十四条第八項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。

3 「同上」

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があつた者（同条第六項の規定による請求があつた場合を除く。）に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

____ 殿

年 月 日

公開買付け者1氏名又は名称

住所又は所在地

【1～4 略】

(記載上の注意)

(1) [略]

(2) 公開買付けの状況

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株予約権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株予約権証券（第二号様式の記載上の注意4のb及び第六号様式の記載上の注意5のbにおいて「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること。

【3～(5) 略】

第二号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【届出者の氏名又は名称】(1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】(3)

名称

(所在地)

第1 【公開買付要項】

【1・2 略】

3 【買付け等の概要】(5)

公開買付けの目的	
買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（営業日）

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

____ 殿

年 月 日

公開買付け者1氏名又は名称

住所又は所在地

【1～4 同左】

(記載上の注意)

(1) [同左]

(2) [同左]

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株予約権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株予約権証券（第二号様式の記載上の注意4及び第六号様式の記載上の注意5のbにおいて「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること。

【3～(5) 同左】

第二号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【届出者の氏名又は名称】(1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】(3)

名称

(所在地)

第1 [同左]

[1・2 同左]

[加える。]

買付け等の価格	
買付予定数の下限	(株)
買付予定数の上限	(株)
対象者の意見	

4 【買付け等の目的】

- ① 【公開買付けの目的の概要】 (6)
 - ② 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】 (7)
 - ③ 【公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】 (7)
 - ④ 【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】 (8)
 - ⑤ 【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】 (9)
 - ⑥ 【公開買付け後の経営方針】 (10)
 - ⑦ 【公開買付けの公正性を担保するための措置】 (11)
 - ⑧ 【公開買付け後の組織再編等の方針】 (12)
 - ⑨ 【上場廃止となる見込み及びその事由】 (13)
 - ⑩ 【公開買付けに係る重要な合意】 (14)
 - ⑪ 【その他公開買付けに関する重要な事項】 (15)
- 5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】 (16)
- ① 【買付け等の期間】

【表略】

②・③ 略

(2) 【買付け等の価格】

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	

(3) 【略】

6 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (17)

【表略】

7 【株券等の取得に関する許可等】 (18)

【1】～【3】 略

8 【応募及び契約の解除の方法】 (19)

【1】～【4】 略

9 【買付け等に要する資金】 (20)

3 【買付け等の目的】 (5)

- 【加える。】
- 【加える。】
- 【加える。】
- 【加える。】
- 【加える。】

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】 (6)

(1) 【届出当初の期間】

① 【届出当初の期間】

【同左】

②・③ 同左

(2) 【同左】

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	
算定の経緯	

(3) 【同左】

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (7)

【同左】

6 【株券等の取得に関する許可等】 (8)

【1】～【3】 同左

7 【応募及び契約の解除の方法】 (9)

【1】～【4】 同左

8 【買付け等に要する資金】 (10)

[1]～(3) 略]

10 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 ⑫

[1]～(7) 略]

11 【決済の方法】 ⑫

[1]～(4) 略]

12 【その他買付け等の条件及び方法】 ⑫

[1]～(7) 略]

第2 【公開買付者の状況】 ⑫

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】 ⑫

[①～⑤ 略]

(2) 【経理の状況】 ⑫

[①～③ 略]

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】 ⑫

① 【公開買付者が提出した書類】 ⑫

「イ～ハ、略」

② 略]

2 略]

3 【個人の場合】

(1) 略]

(2) 【職歴】 ⑫

(3) 【破産手続開始の決定の有無】 ⑫

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】 ⑫

(1) 略]

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(年 月 日現在)

所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
-----------	----------------------	----------------------

[略]

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(年 月 日現在)

所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
-----------	----------------------	----------------------

[略]

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

① 略]

② 【所有株券等の数】

(年 月 日現在)

所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
-----------	----------------------	----------------------

[略]

2 【株券等の取引状況】 ⑫

[1]～(3) 同左]

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 ⑬

[1]～(7) 同左]

10 【決済の方法】 ⑬

[1]～(4) 同左]

11 【その他買付け等の条件及び方法】 ⑬

[1]～(7) 同左]

第2 【公開買付者の状況】 ⑬

1 同左]

(1) 【会社の概要】 ⑬

[①～⑤ 同左]

(2) 【経理の状況】 ⑬

[①～③ 同左]

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】 ⑬

① 【公開買付者が提出した書類】 ⑬

「イ～ハ、同左」

② 同左]

2 同左]

3 同左]

(1) 同左]

(2) 【職歴】 ⑬

(3) 【破産手続開始の決定の有無】 ⑬

第3 同左]

1 【株券等の所有状況】 ⑬

(1) 同左]

(2) 同左]

(年 月 日現在)

所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
-----------	----------------------	----------------------

[同左]

(3) 同左]

(年 月 日現在)

所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
-----------	----------------------	----------------------

[同左]

(4) 同左]

① 同左]

② 同左]

(年 月 日現在)

所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
-----------	----------------------	----------------------

[同左]

2 【株券等の取引状況】 ⑬

<p>(1) 略]</p> <p>3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】 <u>②</u></p> <p>4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 <u>③</u></p> <p>5 【大量保有報告書等の提出状況】 <u>④</u></p> <p>第4 【公開買付者と対象者との取引等】</p> <p>1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 <u>⑤</u></p> <p>2 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 <u>⑥</u></p> <p>第5 【対象者の状況】 <u>⑦</u></p> <p>1 【最近3年間の損益状況等】 <u>⑧</u></p> <p>【1】・(2) 略]</p> <p>2 【株価の状況】 <u>⑩</u></p> <p>【表略】</p> <p>3 【株主の状況】 <u>⑪</u></p> <p>【1】・(2) 略]</p> <p>4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】 <u>⑫</u></p> <p>(1) 【対象者が提出した書類】 <u>⑬</u></p> <p>【①～④ 略】</p> <p>(2) 略]</p> <p>5 【広達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】 <u>⑭</u></p> <p>6 【その他】 <u>⑮</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 略]</p> <p>(2) 代理人の氏名又は名称</p> <p>非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者 <u>(⑫)において「(代理人」という。)</u> の氏名 (代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名) を記載すること。</p> <p>(3) 略]</p> <p>(4) 買付け等をする株券等の種類</p> <p>a 議決権のない株式 (令第6条第1項に規定する議決権のない株式をいう。) であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款のある株式に係る株券が買付け等をする株券等に含まれる場合には、その旨を注記すること。</p> <p>b 買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。</p> <p>c 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合 (その者に特別関係者 (法第27条の2第1項第1号に規定する特別関係者をいう。) がある場合において、その株券等所有割合を加算したもの。 (5)において同じ。) の合計が3分の2以上となる場合であって、第5条第3項各号に掲げる株券等があるときは、その旨を注記すること。</p> <p>(5) 買付け等の概要</p> <p>a 「公開買付けの目的」欄には、「完全子会社化」、「非公開化」又は「連結子会社化」等の公開買付けの目的を簡潔に記載すること。</p> <p>b 「買付け等の期間」欄には、公開買付け期間を記載すること。ただし、法第27条の10第3項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。</p>	<p>(1) 同左]</p> <p>3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】 <u>②</u></p> <p>4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 <u>③</u></p> <p>【加える。】</p> <p>第4 同左]</p> <p>1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 <u>⑤</u></p> <p>2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】 <u>⑥</u></p> <p>第5 【対象者の状況】 <u>⑦</u></p> <p>1 【最近3年間の損益状況等】 <u>⑧</u></p> <p>【1】・(2) 同左]</p> <p>2 【株価の状況】 <u>⑩</u></p> <p>同左]</p> <p>3 【株主の状況】 <u>⑪</u></p> <p>【1】・(2) 同左]</p> <p>4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】 <u>⑫</u></p> <p>(1) 【対象者が提出した書類】 <u>⑬</u></p> <p>【①～④ 同左]</p> <p>(2) 同左]</p> <p>5 【広達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】 <u>⑭</u></p> <p>6 【その他】 <u>⑮</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 同左]</p> <p>(2) 同左]</p> <p>非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者 <u>(以下この⑫)において「(代理人」という。)</u> の氏名 (代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名) を記載すること。</p> <p>(3) 同左]</p> <p>(4) 同左]</p> <p>買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(5) 買付け等の目的</p> <p>買付け等の目的について具体的に記載すること。</p> <p>たとえば、</p> <p>a 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。組織再編、企業集団の再編、</p>
--	--

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により当該公開買付け期間が延長される可能性がある場合には、例えば「法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付け期間は〇年〇月〇日までとなります。」等欄外に記載すること。

「買付け等の価格」欄には、株券等の種類ごとの買付け等の価格を記載すること。有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。

「買付予定数の下限」欄には、法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定数の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付け開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしてい旨の条件を付した場合には当該記載された数（以下「買付予定数の下限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に記載すること。

「買付予定数の上限」欄には、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定数の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしてい旨の条件を付した場合における買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限（以下「買付予定数の上限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の上限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に記載すること。

「対象者の意見」欄には、対象者の公開買付けに関する意見の内容を簡潔に記載すること。ただし、届出日においてこれがない場合には、その旨を記載し、これが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

(6) 公開買付けの目的の概要

a 公開買付けの属性、公開買付けが届出日において所有する株券等の数、公開買付けの目的及び法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる条件を付す理由又は付さない理由を記載すること。

b 公開買付けが、MBO（対象者の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。以下において同じ。）に該当し、又はその一環として行われる場合には、その旨を記載すること。

c 対象者が公開買付け者又はその特別関係者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。）又は関連会社（同条第 5 項に規定する関連会社をいう。）である場合には、その旨を記載すること。

d スクイーズアウト手続（株式併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式等売却請求又は株式交換等により公開買付け者が単独で又は他の者と共同して対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有するための手続をいう。以下同じ。）、令第 7 条第 1 項第 16 号に掲げる株券等の買付け等、対象者が新たに発行する株券等の取得、対象者による自己の株式の取得その他の公開買付けの目的を達成するために公開買付けと並行して又は関連して行われる取引（以下「公開買付け関連取引」という。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その旨を記載すること。

e ④の a に定める合意をしている場合には、その旨、当該合意の相手方の氏名又は名称及び当該相手方が届出日において所有する株券等の数（その一部についてのみ公開買付けに応募する旨の合意である場合には、当該応募する株券等の数を含む。）を記載すること。

(7) 公開買付けが公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。

純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び継続権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。

買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。

株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第 2 公開買付け者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「2」経理の状況）を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付けとの関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 28 号に規定する継続開示会社をいう。以下において同じ。）に該当する者である場合には、「第 2 公開買付け者の状況」の「1 会社の場合」に掲げる事項のうち「1」会社の概要」と同一の事項に代えて、「③ 継続開示会社たる公開買付け者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。

[加える。]

[加える。]

- a 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程について具体的に記載すること。例えば、公開買付者の事業内容及び対象者の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から公開買付けの実施を検討した場合には、当該検討の内容について具体的に記載すること。
 - b 届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行った場合には、当該協議・交渉の内容について具体的に記載すること。届出日以後に買付条件等を変更した場合であっても、対象者との間で当該変更に関する協議・交渉を行った場合も、同様とする。
 - 届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行わなかった場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 届出日までに対象者の株主等（株券等を所有（令第7条第2項各号に掲げる場合を含む。）する者をいう。以下同じ。）との間で公開買付けの応募又は公開買付関連取引に関する協議・交渉を行った場合には、当該協議・交渉の内容について記載すること。
 - 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎
 - 買付け等の価格を決定するに至った過程及び根拠を具体的に記載し、当該価格が届出日における時価と異なる場合や公開買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。
 - 株券等の種類に占めた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。
- (8) 買付け等の価格を決定するに至った過程及び根拠を具体的に記載し、当該価格が届出日における時価と異なる場合や公開買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。
 - 株券等の種類に占めた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。

(9) 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

 - a 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由について記載すること。ただし、届出日においてこれらが分からない場合には、その旨を記載し、これらが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。
 - b 対象者の公開買付けに関する意見の内容について変更（軽微な変更を除く。）があったことを知った場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。当該意見の根拠及び理由のうち投資判断に重要な影響を及ぼす事項について変更があったことを知った場合も、同様とする。

(10) 公開買付け後の経営方針

 - a 公開買付け後の対象者の経営方針について記載すること。対象者の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を記載すること。純投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載すること。
 - b 公開買付け後に対象者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。
 - c 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを予定している場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的、届出日において所有する当該株券等の数及び議決権の割合その他の取引条件を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑦及び⑧において同じ。）に該当する者である場合には、「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」に掲げる事項のうち「(1) 会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公

[加える。]

[加える。]

[加える。]

公開買付けに関する事項」と同一の事項を記載することができる。

d 法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件を付している場合には、公開買付け後に公開買付け以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合には、その理由について記載すること。

11) 公開買付けの公正性を担保するための措置

a 公開買付け者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において対象者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。

b 公開買付け者が買付け等の価格の算定に当たり参考とするために第三者 (11)において「算定機関」という。) から対象者の株主等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの (11)において「算定書等」という。) を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。

- (a) 算定機関の氏名又は名称
- (b) 算定機関の公開買付け者及び対象者からの独立性に関する事項 (例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由)
- (c) 算定書等の内容 (例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由及び各算定方法の算定結果の数値又は範囲)

c 対象者が実施した措置については、第四号様式記載上の注意5)に準じて記載すること。

d 公開買付け者から独立した株主等が所有する株主等の過半数が公開買付けに応募されないときには応募株主等の全部の買付け等をしていないこととするために法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号に掲げる条件を付した場合には、その旨及び公開買付け者から独立した株主等が所有する株主等の算出方法を記載すること。

e 公開買付け者以外の者による対抗提案 (公開買付けその他これに準じる対象者の株主等の取得に係る提案をいう。) を行おうとする者との接触を制限する旨の合意又はこれに類する合意を対象者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。

f MBOを行う対象者の役員又はMBOにおいて公開買付け者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。

g 法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件を付している場合であって、一定数以上の議決権を有する対象者の株主が当該条件を付した公開買付けに反対する場合の公開買付けにおける対応方針を定めているときは、株主の意思確認の方法及び当該対応方針の内容を記載すること。

12) 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付け後にスクイーズアウト手続を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容 (一定の条件が充足された場合に限り、スクイーズアウト手続を行い、又は行うことを対象者に要請する場合に、当該条件の内容を含む。) を記載すること。また、当該スクイーズアウト手続のために公開買付け者又はその特別関係者による株主等の移動を予定している場合には、その内容を記載すること。

13) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付けによる買付け等の結果、対象者の株主等について上場の廃止又は登録の取消しが生じることがある場合には、その旨及び上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事由を記載すること。また、上場の廃止又は登録の取消しを回避するための措置を予定している場合には、当該措置の内容

[加える。]

[加える。]

[加える。]

について具体的に記載すること。

14) 公開買付けに係る重要な合意

a 対象者の株主等との間で公開買付けに応募し、又は応募しない旨の合意をしている場合、対象者との間で公開買付けに関する一定の意見を表明する旨の合意をしている場合その他公開買付け又は公開買付関連取引に関連して投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす合意をしている場合には、これらの合意の相手方の氏名又は名称及び合意の内容を記載すること。

b 届出日において対象者の株主等（その所有に係る株券等の株券等所有割合が100分の1以下である者を除く。）から公開買付けに応募し、又は応募しない旨の意向を表明されている場合には、当該株主等の氏名又は名称及び表明された意向の内容を記載すること。

15) その他公開買付けに関する重要な事項

公開買付関連取引（スクリーニング手続を除く。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容を記載すること。公開買付者、公開買付け又は公開買付関連取引に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。

16) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a 「買付け等の期間」欄には、公開買付期間を記載すること。ただし、法第27条の10第3項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。

b 「対象者の請求に基づき延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇年〇月〇日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。

c [略]

d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等言託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等言託受益証券の受託有価証券の種類及び株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券又は新投資口子約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」及び「新株予約権付社債券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口子約権証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

[附る。]

[附る。]

[加える。]

[加える。]

6) [同左]

a 「届出当初の期間」欄には、届出日現在における公開買付期間を記載すること。

b 「対象者の請求に基づき延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第3項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇月〇日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。

c [同左]

d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等言託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等言託受益証券の受託有価証券の種類及び株券等預託証券に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券又は新投資口子約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等言託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口子約権証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者の最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容及も記載すること。

株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、披算の考え方の内容を具体的に記載すること。

「算定の経緯」欄には、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。公開買付者に対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と

【略】
f 「買付予定数の下限」欄には、買付予定数の下限を記載すること。

g 「買付予定数の上限」欄には、買付予定数の上限を記載すること。

17 「買付け等を行った後における株券等所有割合」

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等言付受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

届出日現在に対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の2第7項第1号に掲げる者については、第3条第2項で定める者を除く。⑩のa、⑪及び⑫において同じ。）の所有する株券等（令第7条第2項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。⑩及び⑫において同じ。）の数が総株主等の議決権の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。⑬において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

【a）・(b) 略】

c 【略】

d 各欄の「議決権」（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）、同法第181条第1項若しくは第182条第1項（これらの規定を同法第247条の3第1項において準用する

利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合であって、買付価格の公正性を担保するためのその他の措置を講じているときは、その具体的な内容も記載すること。

【同左】

h 「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。

i 「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限を記載すること。

【同左】

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等言付受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在に対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の2第7項第1号に掲げる者については、第3条第2項で定める者を除く。⑩のa、⑪及び⑫において同じ。）の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下⑩及び⑫において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。⑬において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

【a）・(b) 同左】

c 【同左】

d 各欄の「議決権」（総株主等の議決権を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1

場合を含む。) 第 212 条第 1 項又は第 213 条第 1 項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする (⑩の a において同じ。)

18) 株券等の取得に関する許可等

- a 令第 14 条第 1 項第 4 号で規定する許可等 (以下「許可等」という。) について記載すること。
- b 許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付けられている場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」にその内容を注記すること。
- c 届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

19) [略]

20) 買付け等に要する資金

- a 「買付代金」欄には、株券等の種類ごとに買付け等の価格に買付予定数を乗じて得た金額の合計額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

[b～f 略]

- g 「届出日以後に借入れを予定している資金」欄には、届出日以後に買付け等に要する資金の借入れを予定している場合にその内容を記載すること。

当該借入れを行うための条件が付けられている場合には、当該条件の内容を欄外に注記すること。ただし、当該条件の内容が第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる書類に記載されている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

借入先が金融機関以外の者である場合には、当該借入先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を欄外に注記すること。

h～k [略]

- 1 「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

当該調達を行うための条件が付けられている場合には、当該条件の内容を欄外に注記すること。ただし、当該条件の内容が第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる書類に記載されている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

調達先が金融機関以外の者である場合には、当該調達先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を欄外に注記すること。

ii [略]

⑩～⑭ [略]

⑮ 会社の概要

[a～d 略]

- e ⑤ 役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員 (監査役を含む。) について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に前単が沿革を記載すること。

なお、届出日以後に当該役員のうち代表者に変更があった場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。

⑯ 経理の状況

項若しくは第 213 条第 1 項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする (⑩の a において同じ。)

8) [同左]

届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。

9) [同左]

10) [同左]

- a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

[b～f 同左]

[加える。]

g～i [同左]

- k 「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

1) [同左]

11)～14) [同左]

15) [同左]

[a～d 同左]

- e ⑤ 役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員 (監査役を含む。) について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に前単が沿革を記載すること。

16) [同左]

a 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところにより記載すること。

(a) [略]

(b) (a)に掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）に記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨を注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

[b・c 略]

⑭～⑯ [略]

⑭ 株券等の所有状況

a 株券等の数は、第8条の規定による議決権の数を記載すること。また、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等（令第7条第2項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権の数が総株主等の議決権の100分の1以上に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b [略]

c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮役人を含む。）の名義をもって所有する（令第7条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる場合を含む。）株券等の数を記載すること。

d 「令第7条第2項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。

e 「令第7条第2項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

⑮ 株券等の取引状況

a [略]

b 取引所金融商品市場外における株券等の取引（相統及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。

⑯・⑰ [略]

⑰ 大量保有報告書の提出状況

公開買付者又はその特別関係者が、対象者の株券等に係る大量保有報告書（法第27条の23第1項又は第27条の26第1項に規定する大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第1項又は第27条の26第2項に規定する変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書を提出している場合（提出すべきであったこれらの書類を提出しなかった場合を含む。）には、これらの書類の名称、提出者及び提出年月日（これらの書類を提出していない場合は、その旨）を記載する

a [同左]

(a) [同左]

(b) [同左]

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨を注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

[b・c 同左]

⑰～⑱ [同左]

⑰ [同左]

a 株券等の数は、第8条の規定による議決権の数を記載すること。また、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権の数が総株主等の議決権の100分の1以上に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b [同左]

c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮役人を含む。）の名義をもって所有する（令第7条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる場合を含む。）株券等の数を記載すること。

d 「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。

e 「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

⑱ [同左]

a [同左]

b 相対売買（相統及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。

⑳・㉑ [同左]

[加える。]

こと。ただし、これらの書類を提出した日又はこれらの書類の提出義務の原因となる事実が生じた日が届出日の5年前の日より前である場合には、この限りでない。

【略】
⑧ 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
公開買付者又はその特別関係者（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者を除く。）が対象者の役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

⑨～⑪ 【略】

⑫ 対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、⑫に準じて記載すること。

【a～c 略】

⑬ 【略】

⑭ その他

対象者に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【申出者の氏名又は名称】

【申出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

金融商品取引法第27条の5第2号の規定により、下記のとおり申出をいたします。

記

【1～6 略】

(記載上の注意)

(1) 公開買付者との関係

公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容（例えば、公開買付者の総株主等の議決権の20%の議決権を所有する会社である旨）について具体的に記載すること。

【2～5 略】

⑮ 【同左】

⑯ 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

公開買付者が対象者の役員、対象者の役員に依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合には、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載すること。利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。

⑰～⑱ 【同左】

⑲ 【同左】

次に掲げるものを除き、⑲に準じて記載すること。

【a～c 同左】

⑳ 【同左】

㉑ 【同左】

投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【申出者の氏名又は名称】

【申出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

金融商品取引法第27条の5第2号の規定により、下記のとおり申出をいたします。

記

【1～6 同左】

(記載上の注意)

(1) 【同左】

公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容（例えば、公開買付者の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。）の20%の議決権を所有する会社の監査役である旨）について具体的に記載すること。

【2～5 同左】

④ 意見の根拠及び理由

- a 公開買付けに関する意見に係る意思決定に至った過程を具体的に記載すること。
 - b 公開買付けに関する意見を留保する場合には、その時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。
 - c 買付け等の価格の合理性について判断した場合には、その内容及び根拠を具体的に記載すること。
 - ⑤のcに規定する算定書等を取得した場合には、当該算定書等の内容を踏まえて当該根拠を記載すること。
 - d 公開買付けについて法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件が付けられている場合であって、当該公開買付けに反対する意見を表明しない場合には、公開買付け後に公開買付け以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合にはその理由について記載すること。
- ⑤ 公開買付けの公正性を担保するための措置
- a 公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において公開買付者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。
 - b 公開買付者が実施した措置等については、第二号様式記載上の注意11の b 及び d に準じて記載すること。
 - c 対象者又は d に規定する特別委員会が買付け等の価格の合理性の判断に当たり参考とするために第三者（⑤において「算定機関」という。）から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの（⑤において「算定書等」という。）を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (a) 算定機関の氏名又は名称
 - (b) 算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項（例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由）
 - (c) 算定機関の報酬体系（公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由）
 - (d) 算定書等の内容（例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法の算定結果の数値又は範囲及び各算定方法の重要な前提条件）
 - d 対象者が公開買付けに関する意見を検討し、又は公開買付者との間で公開買付け若しくは公開買付関連取引に関する協議・交渉を行うために任意に委員会（以下「特別委員会」という。）を設置した場合には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (a) 委員の氏名（対象者の社外取締役（社外役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。）（a）において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第 16 号に規定する社外監査役をいう。）である者についてはその旨、それ以外の者については当該者の職業（事務所又は勤務先を含む。）及び当該者を特別委員会の委員とした理由を含む。）
 - (b) 委員の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項（例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該者を特別委員会の委員とした理由）

その時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。

d 公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合であって、利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的な内容を記載すること。

[加える。]

[加える。]

【提出日】

年 月 日

【届出者の氏名又は名称】 (1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】 (2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】 (3)

名称

所在地

【1～4 略】

(記載上の注意)

(1) 【略】

(2) 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この②において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

【(3)・(4) 略】

(5) 撤回等の理由

公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。

当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する監査基準が存在する場合には、当該監査基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

令第14条第1項第2号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

第26条第4項第1号に掲げる事由により撤回する場合には、同号の決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

同項第6号に掲げる事由により撤回する場合には、同号の承認を受けた旨、その年月日及び同条第5項第2号に定める理由を記載すること。

(6) 【略】

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の氏名又は名称】 (1)

【報告者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

公開買付報告書

関東財務局長

年 月 日

【提出日】

年 月 日

【届出者の氏名又は名称】 (1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】 (2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】 (3)

名称

所在地

【1～4 同左】

(記載上の注意)

(1) 【同左】

(2) 【同左】

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この②において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

【(3)・(4) 同左】

(5) 【同左】

公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。

当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する監査基準が存在する場合には、当該監査基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

令第14条第1項第2号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

第26条第4項に定める事由により撤回する場合には、同項の決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

(6) 【同左】

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の氏名又は名称】 (1)

【報告者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

公開買付報告書

関東財務局長

年 月 日

<p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(2)</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【総覧に供する場所】(3)</p> <p>名称 _____ (所在地)</p> <p>【1・2 略】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。</p> <p>【1】～(4) 略</p> <p>(5) 買付け等を行った株券等の救</p> <p>【a・b 略】</p> <p>c 「株券等言託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等言託受益証券の受託有価証券の種類及び株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の種類を記載すること。</p> <p>【d・e 略】</p> <p>(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合</p> <p>【a・b 略】</p> <p>c 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、<u>社債等振替法第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）</u>、<u>同法第181条第1項若しくは第182条第1項（これらの規定を同法第247条の3第1項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第212条第1項又は第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等</u>に係る議決権を含むものとする。</p> <p>(7) 略</p>	<p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(2)</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【総覧に供する場所】(3)</p> <p>名称 _____ (所在地)</p> <p>【1・2 同左】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>【同左】</p> <p>【1】～(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>【a・b 同左】</p> <p>c 「株券等言託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等言託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。</p> <p>【d・e 同左】</p> <p>(6) 同左</p> <p>【a・b 同左】</p> <p>c 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、<u>社債、株式等の振替に関する法律第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）</u>又は<u>同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等</u>に係る議決権を含むものとする。</p> <p>(7) 同左</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び本条規定の「重線を付した記載部分を斜線を付した記載は注記が必要</p>	